

**公益財団法人シマノ・サイクル開発センター**  
**理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程**

**第 1 章 総 則**

**(目 的)**

**第 1 条** この規程は、公益財団法人シマノ・サイクル開発センター定款（以下定款という。）第 15 条及び 30 条の規程に基づき、本財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

**第 2 章 理事会及び評議員会出席謝金**

**(支給対象)**

**第 2 条** 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給する。

**(支給金額)**

**第 3 条** 出席謝金の金額は 1 回当たり 3 万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

**(支給方法)**

**第 4 条** 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

**第 3 章 規 程 の 変 更**

**(規程の変更)**

**第 5 条** この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。